

令和4年6月定例議会 議案概要			担当課	税務課	種別	条例
議案番号	報告第3号	議案名	専決処分について〔琴浦町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について〕			
目的	<p>所得税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第4号）及び租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（令和4年政令第148号）が令和4年3月31日にそれぞれ公布され、4月1日から施行されることに伴い、琴浦町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例を改正する。</p>					
内容	<p>主な改正点は次のとおり。</p> <p>琴浦町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例 第2条で引用されている、租税特別措置法・同法施行令が改正されたことに伴い、項にずれ等が生じているため、当該条例の改正が必要となったものであり、琴浦町全域が過疎地域の指定を受けたことによる規定の変更ではありません。</p> <p>○ 租税特別措置法  租税特別措置法第12条及び第45条にそれぞれ項が新設されたことにより各条の第2項以下の項が1つずつ繰下がったことによる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 租税特別措置法第12条  沖繩振興特別措置法第3条第3号に規定する離島の地域内において、旅館業用建物等の償却費の額に関する規定を第2項に新設。</li> <li>・ 租税特別措置法第45条  沖繩振興特別措置法第3条第3号に規定する離島の地域内において、旅館業用建物等の取得価格にかかる割合を第2項に新設。</li> </ul> <p>○ 租税特別措置法施行令  租税特別措置法施行令第28条の9第10項に置かれていた「資本金の額等」の略称規定が同条中の第10項第1号に移動したことによる。</p>					
補足事項	1	専決処分の日	令和4年3月31日			
	2	施行日	令和4年4月1日			